# 議案第38号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険税条例(平成6年条例第74号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項及び第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」 を削る。

第3条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.28」を「100分の6.88」に改める。

第4条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「18,000円」を「38,400円」に改める。

第5条を削る。

第5条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の 1.34」を「100分の2.32」に改め、同条を第5条とする。

第5条の3中「5,000円」を「12,800円」に改め、同条を第5条の2 とする。

第5条の4を削る。

第6条中「100分の1.16」を「100分の1.70」に改める。

第7条中「10,000円」を「12,000円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改め、同条第3項中「第2条第1項の額を」を「同項の額を」に改め、同条第4項中「を第1項」を「を同項」に、

「第2条第1項の額から」を「同項の額から」に改め、同条第5項中「第2条第1項の額を」を「同項の額を」に改め、同条第6項中「を第1項」を「を同項」に、

「第2条第1項の額から」を「同項の額から」に改め、同条第7項中「を第1項」を「を同項」に、「第2条第1項の額を」を「同項の額を」に改め、同条第8項中「を第1項」を「を同項」に、「第2条第1項の額から」を「同項の額から」に改める。

第19条中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「並びに同条第4項本文」を「及び同条第4項本文」に、「からオ」を「からウ」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「12,600

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3 月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当 該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する 未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するもの とした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保 険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,760円
    - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円
    - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,360円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,200円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,920円
    - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,200円
    - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,120円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,400円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項 第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同 じ。)」の次に「及び」を加える。 第20条中「(法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削り、「法第317条の2第1項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

付則第4項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、 「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

付則第5項中「第5条の2」を「第5条」に、「第19条」を「第19条第1項」 に改める。

付則第6項中「第5条の2」を「第5条」に,「第19条」を「第19条第1項」 に改め,「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

付則第7項,第8項及び第10項から第15項までの規定中「第5条の2」を「第 5条」に、「第19条」を「第19条第1項」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

(令和4年度分の国民健康保険税の減免の特例)

- 16 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(未就学児であるも のを除く。以下「18歳未満被保険者」という。)があるとき、又は未就学児及 び18歳未満被保険者以外の国民健康保険の被保険者が3人以上あるときは、当 該納税義務者に係る令和4年度分の国民健康保険税について、規則で定めるとこ ろにより減免する。
- 17 前項の規定による国民健康保険税の減免は、職権により行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定、第4条の見出しの改正規定、第5条の2の改正規定(「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。)、第11条の改正規定(同条第1項の改正規定を除く。)、第19条第1号アの改正規定(「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、同条第2号アの改正規定(「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、同条第3号アの改正規定(「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、第19条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分を除く。)、第20条の改正規定及び付則第6項の改正規定(「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のひたちなか市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(課税額)

#### 第2条 略

その世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 630.000円を超える場合においては、基礎課税額は、630.000 円とする。

IB

主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額 は、190、000円とする。

#### 4 略

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.28を乗じて算定す る。

## 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について18、0|第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について38、4 00円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規

(課税額)

#### 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及び 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及び その世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保 険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が630、000円を超 える場合においては、基礎課税額は、630、000円とする。

新

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は,世帯主(前条第2項の世帯 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は,世帯主(前条第2項の世帯 主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190、000円を 超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190、000円と する。

### 4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地 方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.88を乗じて算定す る。

#### 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

00円とする。

Chapter and the Chapter to a company of the sale of the company of	新	備考
定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した		
日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)		
と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって,同日の属する		
月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月		
までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	Commission of the section of the section of the second of the section of the sect	
る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者		
と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年		
を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある		
もの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下		
同じ。)以外の世帯 20,500円		
(2) 特定世帯 10,250円		
(3) 特定継続世帯 15,375円		
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の2 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.34を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額) 第5条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5、	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.32を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額) 第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1	
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	2,800円とする。	
第5条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円		
(2) 特定世帯 2, 250円		
(3) 特定継続世帯 3, 375円	The second of the second secon	
	in the control of the second relationship in the control of the second relationship.	
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は,介護納付金課税被保険者に係る基礎控除	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は,介護納付金課税被保険者に係る基礎控除	

後の総所得金額等に100分の1.16を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人に 第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人に ついて10,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第19 条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とす る。以下この条において同じ。)を課する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2 項世帯主」という。) である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世 帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、 当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税 義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主 とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額 を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務 者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2 項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を第1項の賦課期日 とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯 主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条 第1項の額から控除した残額を, 当該2項世帯主となった日(国民健康保険 法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主 となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるとき は、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保 険税の額から減額する。
- 者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場 合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当

後の総所得金額等に100分の1.70を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

ついて12、000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発 第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発 生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第19 条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額 とする。以下この条において同じ。)を課する。

#### 2 略

- 項世帯主」という。) である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世 帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、 当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税 義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主 とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該 1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課す る。
- 項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日と みなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主 となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額 から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第 1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場 合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前 日) の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額か ら減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険 者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場 合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当

ら、月割をもって当該納税義務者に課する。

該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世 帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第 2条第1項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月か

- 者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を第1項の 賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該 被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして 算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を, 当該 被保険者でなくなった日 (国民健康保険法第6条第1号から第8号までのい ずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保 険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、 月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納 付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者 となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属 する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者 に係る第2条第1項の額を控除した残額を, 当該介護納付金課税被保険者と なった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保 険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者 に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当 該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該 納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を, 当該介護納付金課 税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の 国民健康保険税の額から減額する。

## (国民健康保険税の減額)

課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ

該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世 帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同 項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割を

もって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険 者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦 課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被 保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算 定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者で なくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該 当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなく なった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもっ て当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納 付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者 となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2 条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属す る介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に 係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の 属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納 付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保 険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に 係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該 世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納 税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者 でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保 険税の額から減額する。

## (国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げ

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円),同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額 が、430、000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得につ いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係 る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額 に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600.00 0円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が1,100,00円を超える者に限る。)をいい、 給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において 「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43 0,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,0 00円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税 義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>12,600</u> 円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯

る額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から立に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、430、000円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6 条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資 格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。 以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33 号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の 収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この 号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年 中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に 規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者に あっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有す る者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の 数」という。)が2以上の場合にあっては、430、000円に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た 金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 26,880円

新

- 11 -

旧

IB

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,250円
- (イ) 特定世帯 1,125円
- (ウ) 特定継続世帯 1,688円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,000円
- (3) 法<u>第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては,430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,00円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,600円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円
    - (イ) 特定世帯 2,050円
    - (ウ) 特定継続世帯 3,075円
  - 立 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について1,000円
  - 工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について6,400円

- 立 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,000円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430、000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430、000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100、000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520、000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,680円

- 12 -

(イ) 特定世帯 450円

(ウ) 特定継続世帯 675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につい て2,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につい て2,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初 の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合 における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者 の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する 金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割 額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定め る額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,760円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,360円

エーアからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人に ついて次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,920円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,200円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,400円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属す 第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属す る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者 等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 20条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者 等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 20条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規

用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定す る総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に 給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税 法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する 金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるの は「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所 得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第2 8条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額に よるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第20条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税 第20条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税 の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から1 5日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他 市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな い。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得 につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当 該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書(法附則第35 条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定 する者(法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)であ る場合においては、この限りでない。

付 訓

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第19条 の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額 定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは 「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所 得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2 項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所 得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等 の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につ いては、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の 30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及 び」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から1 5日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他 市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな い。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得 につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当 該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者 (同項ただし書の条例で定める者を除く。) である場合においては、この限 りでない。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第19条 第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定す

備考

及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額 (所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については,同 条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除し た金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第 3条,第5条の2,第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第 1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同 条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2 第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2 第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条, 第5条の2,第6条及び第19条の規定の適用については,第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35 条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用 により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合 計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額

る総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規 定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所 得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150, 000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、 「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第 3条, 第5条, 第6条及び第19条第1項の規定の適用については, 第3条 第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条 第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とす る。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条, 第5条,第6条及び第19条第1項の規定の適用については,第3条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第 34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1 項, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条の規定に該当す る場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期 譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並

の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」 と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

#### (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有す る場合における第3条、第5条の2、第6条及び第19条の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等 の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額| と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額| とする。

## (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を 有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第19条の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2 項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額」とする。

びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林」 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額」とする。

新

#### (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有す る場合における第3条、第5条、第6条及び第19条第1項の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」とする。

## (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を 有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2 項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を 有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第19条の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合 における第3条, 第5条の2, 第6条及び第19条の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 3条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条 の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例 適用利子等. 同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16 条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得,配当所得,譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条,第5条の2,第6条及び (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得,譲渡所得又は雑所得を 有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と, 第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び に法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と する。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合 における第3条,第5条,第6条及び第19条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 3条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第 1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例 適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16 条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得,配当所得,譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条,第5条,第6条及び第1

第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対 する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第1 44号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準 用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第1 9条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並 びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第1 9条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の 額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等,同法第12条第6 項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配 当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場合における第3条,第 5条の2,第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中 「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第 16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の 額(以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。)の 合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあ るのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用 配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並 びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計」 額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に 対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において 準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」 と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特 例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同-世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等,同法第12条第6 項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配 当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場合における第3条,第 5条、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第 16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の 額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」とい う。)の合計額から法第314条の2第2項|と、「山林所得金額の合計額 (」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利 子所得,配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を有する場合における第 3条,第5条の2,第6条及び第19条の規定の適用については,第3条第 1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合 計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」と あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場合における第3条,第5条の2,第6条及び第19条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条中法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条中

世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利 子所得,配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を有する場合における第 3条, 第5条, 第6条及び第19条第1項の規定の適用については, 第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山 林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の 合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条 第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と する。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場合における第3条,第5条,第6条及び第19条第1項の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と,第19条第

	No.	
旧	新	備考
「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施	1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約	
特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とす	
	る。	
	(令和4年度分の国民健康保険税の減免の特例)	
	16 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳に達す	
	る日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(未就学児	
	であるものを除く。以下「18歳未満被保険者」という。)があるとき、又	
	は未就学児及び18歳未満被保険者以外の国民健康保険の被保険者が3人以	
	上あるときは、当該納税義務者に係る令和4年度分の国民健康保険税につい	
	て、規則で定めるところにより減免する。	
	17 前項の規定による国民健康保険税の減免は、職権により行うものとす	
	3.	
		ı